



～私が参加するいくつかの理由～

連日、新聞やTVで報道されている「安法」反対の動きに対して、関心はあるけれど、これまでデモ行進や座り込み行動に参加したことないし・・・と、二の足を踏んでいる皆さんに、いっしょに行動していただきたく、ペンを執らせていただきました。

こんな文章を書いている私ですが、実はこうした行動に自らの意思で参加しようと思うようになったのは一昨年12月上旬の「特定秘密保護法」の時からです。大好きな仕事のあり方や自治体・国の有様が大きく変わるかもしれないという危機感が契機です。

こうした行動に参加するのは、組合の役員が中心と思われる方もいるかもしれませんが、一般の個人で参加される市民の方も多く、自宅と職場の往復だけでは体験できない発見や出会い、ふれあいもあり、その結果、自分自身を改めて問い直したりすることにもつながります。

私などは、高校・大学時代で習った「現代史」や「現代社会」で出てきた事件の意味を再認識して、その本質に納得したりなどしています。例えば「砂川事件」や「長沼裁判」について改めて調べたりしました。

60年安保、70年安保についても、書籍やTV番組の映像でしか知らない世代にとっては、大げさかもしれませんが（実は私も知りませんが）、この1年間の動きは、リアルに政治の変化を実感する初めての体験だと思うのです。数年後、この激動の時期を振り返ったときに後悔はしたくないという気持ち半分、映像を通してではなく、なるべく近くで実感した情景や感情を記憶にとどめたい、誰かに伝えたいという理由で参加しています。衆議院は通過してしまいましたが、今からの参加でも十分、ダイナミックな動きを体験できるはずですよ。

暑かったり、雨が降ったりと厳しい環境なので、ペットボトルにタオル、体や顔を拭くようなペーパータオル、雨具や女性の場合には日傘など準備も必要になるかと思いますが、皆さんの参加をお待ちしています。お勤めの役所の自治労連役員や組合事務所に声をかければ参加の段取りを教えてください。日程や場所を確認してお越しください。

ふじみ野市役所 松本芳樹

国会包囲行動の日程と集合場所

- 8月20日 18時30分～
 - 8月27日 18時30分～
 - 8月30日 14時00分～
- 30日は10万人包囲を予定しており、集合場所は別に連絡！
その他は、地下鉄永田町から50mの衆院第2議員会館前へ



2015人事院勧告“酷” 地方の給与・労働条件決定に 労使交渉の重み増す時代へ

自治労連

埼玉の仲間

編集・発行
自治労連
埼玉県本部
さいたま市浦和区岸町7-12-8
電話048-866-0661
fax048-866-1186

6日、今年の人事院勧告が出ました。特徴は、給料表全体で2500円から1100円の引上げを行なったこと、そして、一時金で0.1カ月増させたのは成果です。

ただし、今年4月に「給与制度の総合見直し」を実施して給料を下げた自治体では「現給保障」の経過措置が行われており、給料表で千数百円昇給しても現給保障額に届かない職員が大半です（給料表は上がったも実際の昇給はない）。一時金の増は勤勉手当に割り振られており、その増加分の全額を成績にかかわらず支給させることが課題です。

さらに、勤務時間制度で、申告によるフレックスタイム制が全職員対象に導入されました。しかし、地方では、そう簡単にはいきません。窓口職場で、希望によってフレックスを申告など出来る職員配置にはなっていない。

そもそも人員不足の中でのフレックスは逆に労働強化になりかねません。

給与は各自治体の実態と知恵で交渉へ
人勤の県内給与水準への影響は、総合見直しを実施した自治体と、未だ実施していない自治体で対応が異なること、同じ総合見直しを実施した自治体でも、国以上に引下げる愚策を犯した自治体と、引下げ率に配慮した自治体で、今後の対応が異なります。地域手当が上がった自治体と据え置き自治体でも影響が異なります。勧告準拠だと暮らしの未来はありません。以前と異なり、毎年の変化

怒り、心頭！ 雷ヶ関優遇で地方の給料抑制の仕組み
人事院は、来年4月から地域手当を完全引上げする勧告“酷”をしています。そうなる、勧告は官民較差で決まりますから、地域手当が上った分、給料が抑制されることになり。国は雷ヶ関の地域手当20%のために、その原資確保を地方犠牲性で進めています。実は、今年の勧告も、官民較差原資の8割が地域手当の引上げに回されています。

交渉への職員参加と労使合意が大切
フレックス制も労使協定がなければ実施できません。組合員・職員一人ひとりが自分の労働条件改善を主張して交渉しなければ、制度の矛盾・狭間で、どんな酷いことになるかもしれない時代に入りました。各自治体で人事当局ともしっかり話し合って、合意形成を図ることが大切になっています。

- 今年的人事院調査結果
- 民間給与との較差1,469円 0.36%
 - ボーナス 民間 4.21カ月
- 勧告
- 官民較差の是正 給料表改定率0.4% 実施時期は平成27年4月に遡及
 - 較差是正の配分 俸給280円、地域手当1156円、跳ね返り33円
 - 期末勤勉手当 4.1 4.2カ月 内訳：勤勉手当を今年12月の分を0.1カ月増して、来年からは6月と12月にそれぞれ0.05カ月を配分する。
 - 地域手当、単身赴任手当、広域異動手当を上げる。
 - 適切な公務運営に配慮しつつ、原則としてすべての職員を対象にフレックスタイム制を導入する。（平成28年4月）
 - 地域手当の引上げ 平成27年4月に遡及して、0.5%～2%の範囲で各区分ごとに引上げる。平成28年4月からは給与法に定める割合（昨年示した支給率）に引上げる。



勧告の詳細は『自治体の仲間』（自治労連の新聞）をお配りしています。必要な方は組合へ

今回は安保法案の内容と地方自治を考えます。



国民は何が分からない？

不安だと言っているのか？

- 憲法学者の多数、歴代の内閣法制局長官、日本弁護士連合会などの憲法・法律に精通した人たちが「違憲だ！」と言っていることに、政府はまともに答えられていない。
- 普通に憲法を読めば・・・自衛権は国際法上で認められているとしても、外国軍隊と一体になって軍事的行動をすること、ましてや同盟関係にある他国への攻撃に対し、集団的自衛権を理由に反撃など、現憲法では認められないとしか読めない。それを？
- 中国、北朝鮮などの脅威を強調しているが、軍事競争ではなく外交・国際協調対応を優先すべきであって、軍事同盟や軍事抑止力先行では、かえって緊張関係が高まるだけではないのか？
- 過去の第一次世界大戦でも、どの戦争でも侵略する側は「国の危機」「自国の防衛」を主張して戦争を行ってきた。どこが違うのか？ 歯止めはどうなっているのか？ 「政府が判断する」の答弁では納得できない。
- 戦争は始まる前に止めなければ、始まってしまったら「やられたら、やりかえせ」で止まらなくなってしまうのでは？

安保法案 = 戦争法って何？

1つの法律でなく、次の10件の改正法と1件の新しい法律で構成されており、その一括審議が行われています。

ちゃんと審議してほしい！ 審議時間が短すぎる！ と批判

過去の審議では、PKO法だけで衆院87時間、周辺事態法だけで衆院94時間を要しています。少なくとも関係する5法だけで400時間超の審議をしたのに、今回は衆議院審議は120時間だけ。しかも疑問が沢山あったのに採決強行！

7月15日の、衆議院特別委員会強行採決の日に安倍首相自身が「残念ながら、まだ国民の理解が進んでいる状況ではない」と表明していたのに！

- 10件の改正法
- = 平和安全法制整備法案
 - 武力攻撃事態対処法改正案
 - 重要影響事態法 (旧：周辺事態法)改正案
 - PKO法改正案
 - 自衛隊法改正案
 - 船舶検査活動法改正案
 - 米軍等行動関連措置法改正案
 - 特定公共施設利用法改正案
 - 海上輸送規制法改正案
 - 捕虜取り扱い法改正案
 - 国家安全保障会議設置法改正案
- 新しい法律
- 国際平和支援法案

なぜ急ぐ??

その1 カッコ良く約束しちゃったから！

- 4月27日 米軍に兵力運用と軍事費で自衛隊の肩代わりを約束
 - 4月29日 米上下両院で「この夏までに」成立させると表明
- ところが、その法案を国会に出したのは5月15日！この逆さまの姿勢をどう思う？ どっちが大事？ 国民、それとも米軍・米国会？

日米同盟は一層堅固になりまア~す。(米議会で演説)



その2 安倍首相の頭には「立憲主義」が欠乏しているから？

驚くべきエピソード

- 立憲主義とは？と聞かれて、「王権が絶対権力を持っていた時代の考え方」と答弁(2014年2月の衆院予算委員会) 逆です。王権の絶対性に対抗して「憲法を最高法規」とした近代社会の基本原則です。
- 「憲法は理想と未来を語るもの」と答弁(同上予算委員会) 国家権力を行使する機関は、憲法によって与えられた権限を、憲法が定める手続きによって行使しなければならない。つまり憲法は、抽象的な「理想」や「未来」ではありません。何となく「理想、未来」と言うとカッコいいのですが、そうではなくて「権力を縛る」具体的な定めなのです。そうでなければ、法の安定性も保てません。行政や司法も理想が基準では混乱してしまいます。
- 憲法学者が何を言おうが、歴代内閣法制局長官が「違憲」と言おうが「私が決める」と特別委員会で独善性を暴露。あれ？ それって「憲法よりも私が上という考え」になっていない？
- こんな安倍首相の憲法観だから「チーム安倍」の磯崎補佐官から「法的安定性など関係ない！」などという暴言が飛び出してくるわけです。

「チーム安倍」は、どんな説明をしてきたの？

安倍総理は「不良、泥棒に襲われたらどうする」の例を出し、佐藤自民国防部会長や磯崎首相補佐官は「隣の火事」の例を出して自民党HPで説明しているが・・・

磯崎氏はツイッターで「10代女性」から「まず例が下手。戦争と火事は全く別物」「戦争は~他国の戦争に加担すれば自国も危険にさらす」「火事は消火すれば解決する。戦争は違うよね？殺し合って何万人何十万人何百万人が死んでくんだよ。それに日本が加担することだよ」と反論されて、まともに答えられずに「10代女性」のツイートをブロックして逃げてしまった。

この「チーム安倍」の例示の根本的間違いは、「国際社会に不良

や泥棒はいたとしても、見知らぬ存在(情報のない相手)はいない」という前提が理解できていないことです。

「強盗に入られたらどうする」と言う例は良く使われます。しかし、国と国の関係に「見知らぬ泥棒」などはいません。好き嫌い等の別はあっても、隣人・知人だけで世界は構成されています。世界の国連加盟国は、オブザーバーのパレスチナなどを含めて約200カ国あります。国に類する「勢力」も危害を加えそうなところは情報が明らかになっています。したがって、突然に見知らぬ強盗・不良に襲われるわけではありません。

だからこそ、それらの「国」や「勢力」と国際的に外交を通じて問題解決を図ることが大切です。それを「襲われたらどうする」と、危機感ばかりを強調して、軍事力競争で抑止力・均衡を保とうとすれば「泥沼の軍拡競争」になって危険が高まるだけではないでしょうか。戦争に参加しなかった70年の歴史を生かすべきです。